

会議の名称	総務委員会 協 議 会	開催月日・令和4年9月20日 開会時間・午前・午後11時30分 閉会時間・午前・午後11時53分
出席者	南谷 清司 毛利 廣次 後藤 國弘 原 一郎 豊島 保夫 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛	
傍聴者	安井 智子 藤川 貴雄 花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 國枝市長室長 青木危機管理担当部長 橋本総務部長 宮川企画部長 伊藤市民協働部長 高橋生活環境部長 松原健福祉部長 横山子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 山田建設部長 奥田消防長 今井田教育委員会事務局長 吉村秘書広報課長 浅野危機管理課長 太田総務課長 福田総務課係長 浅井管財課長 入山庁舎管理担当課長 岩田職員課長 大杉職員課課長補佐 田中総合政策課長 林財務課長 伊藤市民協働部次長 岩田生涯学習課長 大橋生涯学習課主幹 番図書館長 箕浦スポーツ推進課長 豊田生活環境課長 伊藤生活環境課主幹 木村福祉課長 伊藤高齢福祉課長 橋本保健センター所長 熊崎子育て健幸課長 國井子育て・健幸課主幹 八島子育て・健幸課課長補佐 安田農政課長 鈴木土木監理課長 小川土木監理課課長補佐 上坂都市計画課長 水野都市計画課主幹 森消防署長 坂消防総務課長 渡邊消防総務課主幹 湧上消防総務課課長補佐 小川教育政策課長 南部学校教育課長 豊田北部学校給食センター所長 柴田農業委員会事務局長 足立農業委員会局長補佐	
協議事項	1 付託案件の審査 議第53号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第6号） 議第47号 羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 議第49号 羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について 議第50号 羽島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について 議第57号 工事請負契約の変更について	



【開会=午前 11 時 30 分】

南谷委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、お手元に配付した通りであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に、「議第 53 号 令和 4 年度羽島市一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

原委員

議案書は 55 ページになります。議第 53 号 令和 4 年度羽島市一般会計補正予算（第 6 号）についてお尋ねいたします。2 歳出、4 款 1 項 6 目羽島市ゼロカーボンシティ達成推進事業について、詳細説明では個人住宅への太陽光パネル設置の補助金とのことでしたが、補助金の概要についてお聞かせください。

生活環境課長

羽島市住宅用再生可能エネルギー設備設置補助事業につきましては、太陽光発電設備と蓄電池の設置を補助対象としており、蓄電池の場合は太陽光発電設備との同時施工を条件としております。補助内容といたしましては、太陽光発電設備につきましては、1 kW あたり 7 万円で上限 5 kW まで、蓄電池につきましては消費税抜きの設置工事費の 3 分の 1 で、上限 5 kWh までとしております。この申請受付につきましては 9 月 1 日より行っております。補助金額につきましては当初予算 1250 万 6000 円と今回の補正予算を合わせまして、合計で 1550 万 7000 円としております。以上です。

原委員

この補助金の予定件数及び今後の周知方法についてお聞かせください。

生活環境課長

予定申請件数につきましては、太陽光発電設備 31 件、蓄電池 18 件の申請を見込んでおりますけれども、予算の範囲内であれば見込み件数に関係なく申請に対応してまいります。また、住民への周知方法につきましては、市ホームページでの周知のほか、市広報紙 7 月号で補助事業の実施につい

原委員	<p>て、8月号で補助金額とホームページへの案内、9月号で受付期間等を3回にわたり掲載し、周知を行っております。以上でございます。</p> <p>続きまして、59ページになります。2歳出、9款6項7目図書館施設改修事業746万円について、詳細説明では図書館の太陽光パネル設置に伴い、設計の委託料とのことでありましたが、太陽光パネルの設置場所についてお聞かせください。</p>
図書館長	<p>お答えします。太陽光パネルの設置場所につきましては、図書館1階及び2階の屋根及び駐車場西側に設置する予定です。以上でございます。</p>
原委員	<p>発電されました電力の活用場所についてお聞かせください。</p>
図書館長	<p>お答えします。発電した電力につきましては、図書館及び文化センターでの利用を予定しております。以上でございます。</p>
南谷委員長	<p>他にございますか。</p>
豊島委員	<p>それでは議第53号の補正予算について、議案書は44ページからですが、56ページ、5款1項1目農業委員会費からお尋ねをいたします。17節に備品購入費115万4000円が計上されております。タブレット端末を購入するとのこと説明をいただいておりますが、その内容、購入台数、そして、この時期での補正を上げられた、この時期での購入の理由をお伺いします。</p>
農業委員会事務局長	<p>お答えいたします。備品購入費の内容につきましては、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局が使用するタブレット端末を購入するものでございます。購入台数につきましては、委員用が36台、事務局用が1台の計37台でございます。この時期での購入理由につきましては、農地利用の最適化を推進するため、農林水産省が令和3年度3月補正予算において、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業を措置したことによるものでございます。同事業を活用することにより、委員用のタブレット端末36台の購入費用につきましては、全額が国費で補助される</p>

豊島委員	<p>予定でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、議案書の57ページ、8款1項2目非常備消防費の10節で、消耗品217万8000円について、先に補正予算ですので、これお聞きしますが、条例改正の方はまた後ほどにします。大規模災害消防団員へ貸与する活動服等との説明でした。この詳しい内容についてお伺いをいたします。</p>
消防総務課長	<p>お答えいたします。本定例会に議案として提出しております羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、大規模災害消防団員の新設に伴い、66人に貸与する活動服、保安帽、安全靴等を購入するためのものがございます。なお、この補正予算につきましては、岐阜県単独の補助事業であります消防団活動活性化促進事業費補助金を活用し、補助限度額の100万円を購入経費に充てるものがございます。以上でございます。</p>
豊島委員	<p>次の質問に入る前に、今の消防団の活動服、これご説明、さらにまた国の方の費用がいただける、そういうのを活用されるということ、素晴らしいことだと思っておりますが、一方で質問のしようが実は補正予算にないので、水防団の方では、これ活動服が上がってないんです、補正で、これちょっとお聞きすると、国のそういう補助等もないということで、今の団員さんの退職していかれるのを何か活用するとかということですが、ちょっとバランス的にちょっと私は悪いんじゃないかと思っておりますが、これ補正予算にも上がってないんで、質問のしようがないので一言申し上げておきます。</p> <p>次の57ページ、9款1項2目事務局費、教育委員会関係で、1節の委員報酬18万円は学校構想検討委員会の委員、3目は、教育研修費で1節委員報酬4万8000円は、幼保小連携推進協議会の委員とそれぞれの報酬との説明でした。この報酬のちょっと金額も中身が少しわかりませんので、対象人数、会議の回数など詳しい内容をあわせてお尋ねをいたします。</p>
教育政策課長	<p>お答えします。委員報酬18万円につきましては、新しい時代の学校構想検討委員会の開催に関わるもので、1回6000円、委員15人の2回の開催費用となります。また、委員報酬4万8000円につきましては、幼保小連携推進協議</p>

南谷委員長	<p>会の開催に関わるもので、1回6000円、委員4人の2回の開催費用となります。なお、委員7人のうち3人については、市職員等を想定しているため報酬はございません。以上となります。</p>
南谷委員長	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第53号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷委員長	<p>ご異議なしと認め、議第53号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>ここで関係者以外の方は退席いただいて結構です。</p> <p>(関係者以外退席)</p>
南谷委員長	<p>それでは次に、議第47号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
原委員	<p>議案書20ページになります。議第47号 羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。詳細説明では令和3年6月に公布された国の育児・介護休業法が改正されたことに伴い、産後パパ育休の推進により、男性職員8週間以内、最大4週間で2回取得できるとのことでありましたが、産後パパ育休の取得の促進はどのようにされるのかお聞かせください。</p>
職員課長	<p>産後パパ育休の促進につきましては、該当する職員本人に対して、職員課への各種届け出の機会を捉え、育休の取得を促していく他、パパ育休に限らず、管理職員及び該当職員に対し、各種育児休業制度の案内を行い、積極的な取得に向け</p>

原委員	<p>た働きかけを行ってまいります。以上です。</p> <p>それでは、職場環境のフォロー体制の取り組みはどのように考えてみえるのかお聞かせください。</p>
職員課長	<p>職場環境のフォロー体制の取り組みとしましては、職員が所属する部署の管理職員に対し、職員課から取得に向けた働きかけを行うことなどにより、所属内で業務調整を行うなど、組織全体での協力体制を整え、育児と仕事を両立できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
南谷委員長	<p>他に質疑ございますか。</p>
豊島委員	<p>それでは、議第47号の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、先ほど原委員お話しのように、国の法律等の公布に伴うものということで詳細説明でもありましたが、この働き方改革の推進からも積極的な対応、取得を望むものであります。非常勤職員の取得要件の緩和などが主な内容ですが、現在の市職員の男性、女性の取得状況と条例改正による積極的な対応が何かありましたら伺いをいたします。</p>
職員課長	<p>市職員の育児休業の取得状況につきまして、消防病院含む市職員全体の男女別の取得率についてお答えします。男性職員につきましては、令和2年度が対象者19人中、取得者3人で取得率は15.8%、3年度が対象者16人中、取得者2人で取得率は12.5%となっております。女性職員につきましては、2年度、3年度ともに、対象者12人中取得者12人で、取得率は100%となっております。次に、育児休業の取得に向けた積極的な対応としましては、これまでも対象職員に対して、育児休業制度の案内や取得を促してまいりました。その他、新たな対応といたしまして、部長会議の場において、部長級職員に対し、育児休業の対象となる男性職員がその所属する管理職と取得するタイミングや期間などを相談しながら、積極的に取得できるような環境づくりについて協力依頼を行うなどの対応を行っております。以上でございます。</p>
南谷委員長	<p>他に質疑ございますか。</p>

南谷委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
南谷委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第47号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
南谷委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第47号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第49号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
後藤委員	<p>それでは、議案書34ページ、羽島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について一つだけお聞きいたします。今回の消防団の改正によって、各分団の団員数の編成についてお聞きしたいと思います。基本消防団員と機能別消防団員の編成と団員数をお聞かせください。そして、新設されます大規模災害消防団員の編成についてもあわせてお聞きいたします。</p>
消防長	<p>お答えいたします。消防団の編成については、基本消防団員として、消防団本部10人、市職員消防団員20人、各分団の合計団員は304人で、その内訳は正木分団34人、その他の足近、小熊、竹鼻第一、竹鼻第二、福寿、江吉良、堀津、上中、下中、及び桑原分団につきましては27人としております。また、機能別消防団員として、火災予防啓発消防団員20人、大規模災害消防団員は66人で、その内訳は北部方面隊地区に27人、中部方面隊地区に26人、南部方面隊地区に13人としております。従いまして、基本消防団員、機能別消防団員を合わせて、これまでと変わらず420人が定数であります。以上でございます。</p>
南谷委員長	<p>他に質疑ございますか。</p>
豊島委員	<p>この議第49号につきましては、先ほどは、この方々の服</p>

	<p>装が、補正予算が先に上がっておりましたのでお尋ねしましたが、他のところでもご質問があったかと思いますが、また詳細説明で一部ありましたが、今回の大規模災害消防団員を新設するためのものということですが、数点お尋ねします。再度繰り返しになるかもしれませんが、大規模災害の定義、基準、年額報酬6000円の根拠、それから出動手当の対応、以上3点について、繰り返しになったら申し訳ありませんが、お尋ねをいたします。</p>
消防総務課長	<p>お答えいたします。大規模災害の定義、基準につきましては、震度5強以上の地震等の災害が発生し、被害が広範囲に及び、避難所開設等が必要な場合及び消防団長との協議により出動が必要と判断した場合を想定しております。次に、年額報酬の6000円の根拠につきましては、総務省消防庁が示す大規模災害団員の概要で、基本団員より低額でも可能とされていること、また、大規模災害消防団員は基本消防団員が行う通常の訓練などには参加せず、大規模災害時に限定して出動し、特定の業務を行うことを想定しております。基本消防団員の行事などの出動回数が、年12回に対して、大規模災害消防団員は、年2回を想定しておりますことから、基本消防団員の年額報酬3万6500円の約6分の1に相当する6000円といたしました。出動手当につきましては、基本消防団員と同額の2時間毎に2000円でございます。以上でございます。</p>
南谷委員長	<p>他に質疑ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第49号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷委員長	<p>ご異議なしと認め、議第49号は原案の通り可決すること</p>

南谷委員長	<p>に決しました。</p> <p>次に、議第50号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第50号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷委員長	<p>ご異議なしと認め、議第50号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第57号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第57号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷委員長	<p>ご異議なしと認め、議第57号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして、総務委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はご苦労さまでした。</p>

	【委員会終了=午前 11 時 53 分】
--	----------------------